小笠原村地域防災計画目次

第1部	総則	1
第 1 章	計画の方針	1
第 1	節 計画の目的	1
第 2	節 計画の範囲	1
第 2 章	計画の運用	1
第 1	節 計画の修正	1
第 2	節 法令に基づく計画との関係	1
第 3	節 計画の習熟	2
第2部	防災機関の業務大綱	3
第 3 部	小笠原村の概況	9
第1章	地勢の概況	9
第 2 章	世帯と人口	9
第 4 部	災害予防計画	11
第1章	防災に関する事項の把握	11
第 1	節 災害危険区域等に関する事項の把握	11
第 2	節 防災の調査把握	11
第 2 章	港湾及び漁港施設防災計画	12
第 3 章	道路防災計画	12
第 4 章	農林漁業防災計画	13
第 1	節 農林業防災計画	13
第 2	節 漁業防災計画	13
第 5 章	建物防災計画	13
第 1	節 計画方針	13
第 2	節 一般建造物防災計画	13
第 6 章	文化財防災計画	15
第7章	社会公共施設防災計画	16
第 8 章	ライフライン防災計画	16

	第 1 節	上水道防災計画	16
	第 2 節	電力施設防災計画	17
	第 3 節	通信施設防災計画	17
į	第 9 章	危険物等保安計画	19
	第 1 節	危険物保安計画	19
	第 2 節	高圧ガス保安計画	20
-	5 部	防災知識普及計画	
j	第1章	計画方針	21
	第 1 節	計画方針	21
	第 2 節	広報事項	21
j	第 2 章	職員の防災教育	21
j	第 3 章	村民に対する防災知識の普及	22
-	6 部	訓練計画	
	第1章	計画方針	23
	第 2 章	総合防災訓練計画	
j	第 3 章	消防訓練計画	23
쏰	7 部	災害応急対策の活動態勢	24
	/ ロ゚ 第 1 章		24
-			
			24
	第2節	活動態勢	
	第 2 章	本部の組織及び運営	
j	第3章	防災会議の招集	28
第	8 部	通信連絡計画	33
1	第1章	通信連絡系統	
	第2章	通信態勢	
	第 3 章	通信途絶に対する措置	
第	9 部	災害に関する情報及び予警報の収集及び伝達計画	37
1	第1章	災害情報の収集及び伝達	37

	第	2	章	被害状況等の報告	38
	第	3	章	災害地の特別調査	39
-	1			民間協力計画	42
	第	1	章	民間組織の活用	42
	第	2	章	公共的団体、業者団体、業者等の協力業務	42
	第	3	章	住民団体等の協力業務	44
쏰	1	1	立⑺	防災機関協力計画	45
-					_
	第		-		45
	第		•	東京都との協力計画	
	第		·		46
	第	4	章	自衛隊災害派遣要請計画	47
笋	1	2	並₹	災害救助法の適用	49
-	第				49
	第		-		50
	粐	_	부	火舌 秋 助 伝 の 過 用 基 年	30
第	1	3	部	災害広報計画	52
	第	1	章	災害広報情報の収集	52
	第	2	章	住民への広報	52
	第	3	章	報道機関への発表	52
	第			広聴活動	
				広報写真の作成	
	713	_	—		
第	1	4	部	輸送計画	54
	第	1	章	調達計画	54
	第	2	章	配車等計画	54
	第	3	章	人員及び救助物資等輸送計画	55
	第	4	章	交通規制	55
第	1	5	部	労務需給計画	56
	第	1	章	労力の確保	56

第	2	章	工作協力隊	56
第	3	章	労務者雇上計画	56
第	4	章	労務供給計画	56
第	5	章	費用の負担	57
第 1	6	部	消防計画	58
第	1	章	目的	58
第	2	章	消防活動	58
第	3	章	救出及び救急活動	59
第 1	7	部	海難対策	60
第 1	8	部	避難計画	61
第	1	章	計画方針	61
第	2	章	事前避難	61
第	3	章	避難の勧告及び指示	61
第	4	章	避難誘導	62
第	5	章	避難所の設置	63
第	6	章	避難所の開設	63
第	7	章	避難所の管理	64
第	8	章	車両等避難計画	66
第 1	9	部	食品給与計画	72
第	1	章	計画方針	72
第	2	章	食品調達計画	72
第	3	章	給食基準	74
第	4	章	食品の輸送及び集積地	74
第	5	章	炊出しの実施及び配分	74
第 2	0	部	生活必需品給与計画	78
第	1	章	生活必需品調達計画	78
第	2	章	生活必需品給(貸)与基準	79
第	3	章	生活必需品の輸送及び集積地	79

第	₹ 4	章	生活必需品の配分	79
第 2	: 1	部	義援金品配分計画	83
釺	₹ 1	章	義援金品の受付	83
釺	₹ 2	章	義援金品の配分	83
釺	₹ 3	章	義援金品の輸送及び配分	83
第	₹ 4	章	義援金品の保管その他	83
第 2	. 2	部	ライフラインの応急対策計画	85
釺	₹ 1	章	上水道の応急対策計画	85
	第	1節	応急対策等	85
	第	至2節	給水計画	85
釺	₹ 2	章	電力施設の応急対策計画	86
第	₹ 3	章	通信施設の応急対策計画	87
第 2	: 3	部	医療救護計画	88
第	₹ 1	章	医療救護活動	88
第 2	. 4	. 部	防疫計画	90
釺	₹ 1	章	計画方針	90
釺	₹ 2	章	防疫計画	90
第	₹ 3	章	島しょ保健所小笠原出張所の防疫活動	90
第 2	5	部	住宅応急対策計画	92
釺	₹ 1	章	応急仮設住宅	92
	第	1節	設置主体	92
	第	至2節	設営地の選定	92
	第	3 節	応急仮設住宅の建設	92
	第	34節	入居者の選定	93
	第	5 節	住宅の管理	93
第	₹ 2	章	公設住宅及び民間住宅等の斡旋	93
第 2	6	部	障害物除去計画	94

第 1	章	住宅関係障害物除去94
第 2	章	道路関係障害物除去94
第 2 7	部	清掃計画
第 1	章	塵芥処理計画
第 2	章	し尿処理計画
第28	部	死体捜索、処理及び埋葬計画97
第 1	章	死者及び行方不明者の捜索97
第 2	章	死体の検案及び輸送97
第 3	章	死体収容所の設営
第 4	章	死体の埋火葬
第29	部	警備計画
第 1	章	警備方針
第 2	章	警備態勢
第 3	章	警備活動要領
第 3 0	部	応急教育計画100
第 1	章	計画方針100
第 2	章	応急教育100
第 3	章	学用品の調達及び支給方法101
第 3 1	部	母島防災計画102
第 1	章	通信可能時の父島・母島間の通信連絡102
第 2	章	通信途絶時等の対応102
第 3	章	その他の母島防災計画102
第 4	章	母島の気象観測用機材整備計画103
第 3 2	部	その他応急対策計画105
第 1	章	被災証明書発行要領105
第 2	章	南関東地方が大災害に襲われた場合の応急対策105

第 3 3 部	災害復旧計画	107
第1章	民生安定のための緊急計画	107
第1節	被災者の生活確保	107
第 2 節	中小企業緊急資金融資計画	108
第 3 節	農漁業資金融資計画	108
第 2 章	激甚災害指定計画	109
第 3 章	公共施設災害復旧計画	109
第 3 4 部	東南海・南海地震防災対策推進計画	111
第1章	計画の方針	111
第1節	計画の目的	111
第2節	他の法令に基づく計画との関係	111
第 2 章	防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱	112
第 3 章	災害予防対策	113
第 1 節	緊急整備事業	113
第 2 節	広報及び教育	114
第 3 節	事業所に対する指導等	116
第 4 節	防災訓練	119
第 4 章	災害応急対策	120
第 1 節	応急活動態勢	120
第 2 節	津波情報の収集・伝達	124
第 3 節	災害救助法の適用	126
第 4 節	相互応援協力・派遣要請	126
第 5 節	消防・危険物対策	127
第 6 節	避難	128
第7節	警備・交通規制	131
第 8 節	救援・救護	134
第 9 節	飲料水・食料・生活必需品等の供給	137
第10節	船舶の安全確保対策	143
第 1 1 節	水道・電気・ガス・通信施設等の応急・復旧対策	144
第 1 2 節	公共施設等の応急・復旧対策	144
第 5 章	災害復興計画	145

第 3 5 部	小笠原近地地震・津波防災対策推進計画	146
第1章	計画の方針	146
第1節	計画の目的	146
第 2 節	他の法令に基づく計画との関係	146
第 2 章	防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱	147
第 3 章	災害予防対策	148
第1節	津波に関する学習等の充実	148
第 2 節	防災関係施設整備	148
第 3 節	津波監視態勢の確立	149
第4章	災害応急対策計画	150
第1節	初動態勢の確立	150
第 2 節	応急活動態勢	150
第 3 節	避難	150
第 5 章	災害復興計画	150
資料編		
資料第1	島しょ町村災害時相互応援に関する協定	
資料第2	過去の津波襲来履歴	